

基本施策3 豊かな人間性の育成

施策の柱6 自他を大切にする心や自己肯定感を育むとともに、規範意識を高める

取組14	ボランティア活動や体験的な活動の充実	担当課	義務教育課、高校教育課、生涯学習課、(知)環境政策課
○ボランティア活動を充実させるために、学校と関係機関との連携、社会教育団体の活動や地域行事への児童生徒の参加を一層推進します。			
令和4年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動・エネルギー、環境学習、ぐんま5つのゼロ宣言、廃棄物対策、森林ボランティア体験会など計7回の講義・実習により、ぐんま環境学校（エコカレッジ）を実施した。受講修了生は15名。 ・県立青少年自然の家や県青少年会館において、青少年や中高生に向けたボランティア養成や体験会などを実施した。 ○青少年ボランティア養成 参加者数 91人 ○青少年ボランティア体験 参加者数 203人 ・小学校におけるボランティア・チューター「ようこそ先輩！」を実施した。 ○参加校：43校（公私立高校等） ○参加生徒数：166名（公私立高校等） ○受入小学校数：110校 		
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広いカリキュラムを通して、地域の環境活動に自ら進んで取り組む人材を育成した。 ・研修や体験等を通して、ボランティアの意義や心構え、留意点等を学ぶことができた。 ・卒業後の進路が決まった高校生が、母校の小学校でボランティア・チューターとして活動することによって、社会性や望ましい勤労観・職業観の伸長を図るとともに、自己有用感や自己を生かす能力を養うことができた。 ・小学生が、自己の将来のモデルとしての高校生と交流することを通して、今後の学校生活への夢や希望を育むことができた。 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ぐんま環境学校（エコカレッジ）修了後は、自主的な環境活動の実践が期待されているが、個人の実践を地域に広げていくことが重要である。 ・幅広い層がボランティアへの関心を持って参加できるよう、情報共有や情報発信に努めていく。 ・本事業は令和2年度、3年度はコロナ禍で中止となり、3年ぶりの実施となったため、令和元年度に比べ、参加人数は減少した。参加者の中には教員志望の生徒も多く、将来の仕事への理解を深める貴重な実体験の機会にもなっているため、広報活動をより積極的に行うなどして参加人数が増えるよう努める必要がある。 ・高校生が、自覚と明確な目的意識を持って参加するよう、高校における事前指導をより徹底していく必要がある。 		
○「社会を生き抜く力」を育むため、「自然体験活動」「社会体験活動」の機会提供を推進します。			
令和4年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・県立青少年自然の家2所にて青少年自然体験事業を実施した。 ○親子体験活動（親子デイキャンプ、登山、星空観察等）参加者数 延べ132人 ○自然体験活動（オープンデー、冬期ホリデー、出前講座等）参加者数 延べ1,069人 ○宿泊自然体験活動（1泊2日程度の長期キャンプ）参加者数 53人 ・青少年自立・再学習支援事業（G-SKY Plan）を実施し、不登校等の問題を抱える青少年に2週間以内の社会体験等を提供することにより、自立支援を行った。 相談等延べ件数：693件、社会体験活動実施数：23件（延べ23件）、進路相談会：2回開催 		
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年及びその保護者を主たる対象として、様々な自然体験活動を提供することにより、青少年の主体性や協調性、社会性、問題解決能力等「生きる力」を育成するとともに、家庭や地域の教育力向上にも資することができた。 ・個に応じた支援を継続的に行うことで、復学や進学、高卒認定試験の受験等につながった利用者も見られた。相談活動・体験活動・学習支援等の提供を通して、当該青少年の自立や保護者への支援に資することができた。 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、青少年団体等のニーズに沿った新規プログラムを開発し、提供していく。 ・出前講座の開催等、所外にも積極的に出向き、県民に自然体験活動の機会を提供していく。 ・コロナ禍で実施できなかった小中学生の職場体験や地域行事への参加機会を増やしていく。 ・外出ができない引きこもり状態の利用者に対して、本人の希望に沿った形での相談方法を検討していく。また、必要に応じて関係機関との連携を図りながら支援を行っていく。 		

○地域や学校の特色を生かした体験活動や、命の大切さが実感できる体験活動の充実を図ります。	
令和4年度の取組実績	・各学校における「動物ふれあい推進事業」が充実するよう、学校獣医師を指定した。 学校獣医師の指定：指定人数 59名 動物ふれあい推進事業実施校 93校（小学校76校、特別支援学校7校、幼稚園・保育園10園）
成果	・学校獣医師の協力のもと、動物ふれあい教室では、ウサギ等の小動物とのふれあいを通じて、正しい飼い方等について体験し、生命の尊さや大切さについて学習することができた。
課題	・動物ふれあい推進事業実施校が減少している。各学校における事業が充実したものとなるよう、事業を主管する食品・生活衛生課との連携・協力をしていく。

○自然体験・社会体験活動や地域貢献・奉仕活動を行っている青少年団体を支援します。	
令和4年度の取組実績	・群馬県子ども会育成連合会、日本ボーイスカウト群馬県連盟、ガールスカウト群馬県連盟の活動を充実させるため、事業費を補助した。 ・青少年団体の運営への助言を行うなど、青少年の健全育成を推進した。
成果	・団体活動の活性化が図られるとともに、青少年教育にかかる指導者の育成等につなげることができた。
課題	・少子化の流れを受けた構成員の減少等の問題があるが、より魅力のある活動の工夫等、活動の充実が課題である。

○環境に関心を持って自ら学ぶとともに、環境と人との関わりについて正しく理解し、地域の課題解決に向けて主体的に行動できる人を育てるため「群馬県環境基本計画2021-2030」（※R2年度まで「群馬県環境学習等推進行動計画」）に基づく環境教育を推進します。【取組5再掲】	
令和4年度の取組実績	・気候変動・エネルギー、ぐんま5つのゼロ宣言、廃棄物対策、自然観察会、森林ボランティア体験会など計9回の講義、実習により、ぐんま環境学校（エコカレッジ）を実施した。受講生は20名。
成果	・幅広いカリキュラムを通して、地域の環境活動に自ら進んで取り組む人材を育成した。
課題	・ぐんま環境学校（エコカレッジ）終了後は、自主的な環境活動の実践が期待されているが、個々人の実践から地域を挙げた実践に広げていくことが重要。

基本施策3 豊かな人間性の育成

施策の柱6 自他を大切にす心や自己肯定感を育むとともに、規範意識を高める

取組15 人間としての生き方についての考えを深める道徳教育の充実 担当課 義務教育課、高校教育課

○小・中学校においては、道徳教育の全体計画及び別葉の作成、活用、見直しを行うことにより、道徳科を要として各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等、学校の教育活動全体を通して効果的に道徳教育を進めます。

令和4年度の取組実績	・道徳教育推進教師を対象とした道徳教育研究協議会を開催し、教育活動全体を通じた道徳教育の推進やICTを活用した授業実践、指導と評価の一体化について説明・協議を行った。
成果	・道徳の授業づくりやICT活用についての研修が積極的に実施され、学校全体で道徳教育に取り組む指導体制が整いつつある。
課題	・各学校の教育活動全体を通じた道徳教育の取組及び道徳科の授業改善が充実するよう、研究協議会等の内容の工夫・改善を図っていく必要がある。

○要となる道徳科の時間では、主たる教材として教科書を効果的に活用し、主体的に自分との関わりで考え、多様な考え方、感じ方と出会い交流する「考え、議論する道徳」を充実します。

令和4年度の取組実績	・道徳教育研究指定校において、群馬大学と連携して研究や授業づくりに取り組み、公開授業、授業研究会を実施し、「考え、議論する道徳」の充実を図った。（R4年度指定校：玉村町立玉村小学校） ・新規採用の全小中学校教員に、道徳の授業づくりや評価の実践例をまとめた指導資料を配布し、活用を促した。
成果	・道徳教育研究指定校やICT活用モデル校の取組をWebサイトへ掲載したことにより、研究成果を全県に向けて発信することができた。
課題	・「考え、議論する道徳」の充実に向けて、学校教育の指針、「はばたく群馬の指導プランⅡ（ICT活用Ver.含む）」やこれまでに全小中学校教員に配布している各種資料の活用について道徳教育研究協議会等で周知し、指導法の工夫・改善の充実を図る必要がある。

○児童生徒がよりよく生きていく力を身に付けられるようにするために、生命の尊重、親切・思いやり、規則の尊重、家族愛等の学習指導要領が定める各内容項目について、自己の生き方への考え方を深める学習を充実します。

令和4年度の取組実績	・県教育委員会義務教育課Webサイトにおいて、ICT活用の実践事例を掲載した。 ・新規採用の全小中学校教員に、道徳の授業づくりや評価の実践例をまとめた指導資料を配布し、活用を促した。
成果	・「考え、議論する道徳」への質的転換に向けた授業づくりの参考となるように、WebサイトにおいてICT活用の実践事例を掲載し、各内容項目の学習の充実を図ることができた。
課題	・学習指導要領に示された各内容項目の学習がさらに充実するよう、学習指導案やICT活用の実践事例の収集・Web掲載による発信を継続する必要がある。

○高校においては、公民科や特別活動を中核的な指導の場面として、学校教育全体を通して、人間としての在り方や生き方に関する学習を行います。

令和4年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・公立高校・公立中等教育学校・県立特別支援学校の道徳教育推進教師を対象とした道徳教育推進協議会をオンラインにて実施し、高校における道徳教育の一層の推進を図った。 ・道徳教育総合支援事業の研究指定校である県立吉井高校における道徳教育を一層推進した。また、吉井高校における道徳教育の研究成果は、公開授業等を通じて県内外から参加した多くの教育関係者に向けて発信した。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての学校が、「道徳教育の全体計画」及び「道徳教育の目標と教科の関連表」を作成し、計画的に道徳教育を行うことができた。 ・県立吉井高校における研究の成果を全県に対して周知し、各学校の道徳教育の取組の一層の充実を図ることができた。また、その取組が『月刊中等教育資料』で特集されるなど、広く全国の教育関係者へ周知することができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育推進教師を中心に、全ての教職員が連携し、「道徳教育の全体計画」や、「道徳教育の目標と教科の関連表」等に基づき、道徳教育を一層推進していくこと。

○児童生徒の道徳性を高めるために、家庭や地域社会との連携を充実します。

令和4年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指定校等の家庭や地域社会との連携や積極的な発信等の取組を紹介したり、郷土資料集「ぐんまの道徳」の活用を促したりした。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校で、学校通信や学校行事等を通じて道徳教育の取組を発信し、家庭や地域社会との共通理解を図ったり、「ぐんまの道徳」を年間指導計画に位置付けたりすることができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域社会との連携の充実に向け、各学校に対して継続的に、道徳教育の取組等の積極的な発信を促したり、家庭、地域の方々が参加、協力した事例等を紹介したりしていく必要がある。

基本施策3 豊かな人間性の育成

施策の柱6 自他を大切にす心や自己肯定感を育むとともに、規範意識を高める

取組16 自らの態度や行動につながる人権教育の推進 担当課 義務教育課、高校教育課、生涯学習課

○教育活動全体を通じて人権教育の基盤である常時指導を充実するとともに、「人権教育で育てたい能力・態度」を明確にした授業を実践します。

令和4年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育指定校事業や地区別人権教育研究協議会において、「人権教育で育てたい能力・態度」を明確にした公開授業を5校で実施した。県内200人以上の教職員が参加した。 ・各学校では、全体計画、年間指導計画に基づき、全ての教育活動を通じて、構造的指導（常時指導、間接的指導、直接的指導）に留意した授業づくりを推進した。 ・初任者研修等の講義や人権教育推進協議会の中で、教育活動全体を通じて人権教育の基盤である常時指導の充実を図るよう促した。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・公開授業には、県内200人以上の教職員が参加し、人権重要課題や授業について協議を行うことができた。 ・実践事例や指導案等の成果を県のHPに掲載し、人権教育の推進を図ることができた。 ・人権教育推進状況調査では、全ての学校で、人権教育主任の位置付けが定着するとともに、全体計画や年間指導計画の整備、見直しや改善が進んでおり、計画的な指導が行われるようになっている。 ・全ての公立高等学校において、人権教育年間指導計画の整備、全体計画の見直しを実施することができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が個別の人権重要課題への理解を深めることができるよう、学校の実態に応じた研修を工夫することが必要である。 ・参加体験型の研修や地域や関係機関の人材を活用した教育活動の充実ができるよう、情報発信していく必要がある。 ・人権に関する正しい理解や人権感覚の高揚を図る。

○児童生徒の人権尊重の態度を育成するために、人権教育に関わる校内研修を充実し教職員の人権に関する正しい理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図る取組を進めます。

令和4年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の人権教育担当者等が参加する人権教育推進協議会において、ソーシャルメディア研究会 竹内 義博 氏を講師として招き、深刻・多様化する「インターネットによる人権侵害」についての講演を行った。また、「教職員の人権感覚」について小グループで協議を行い、全体で共有を図った。 ・高等学校においては、人権問題に特化した校内研修に加えて、職員会議や朝会等において県及び市町村教育委員会の研修内容の周知等を行うなど、教職員の人権意識を高めるための取組を推進した。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育推進協議会に、県内全ての学校の人権教育担当者等が参加した。各校の人権教育担当者等の資質の向上及び人権意識の高揚を図ることができた。 ・指定校等では、「人権教育推進資料」（R2.3改訂）で示した人権重要課題11項目と学習指導要領との関連が分かる一覧表を基に、自校の年間指導計画を見直し、それぞれの重要課題に関わる学習を各教科等に位置付けるなど、「直接的指導」の充実を図っている。 ・全ての公立高等学校が、いじめ防止基本方針等に関する研修を含む人権に関する諸条約や法令に関する研修及び研修内容の周知を行っており、教職員の人権意識を高めるための一層の充実を図ることができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員一人一人が人権重要課題の理解を深めるとともに、時代の変化に伴う深刻・多様化する人権問題に対応していくための研修等が必要である。 ・校内研修は、学校によって取組状況に差が見られた。 ・公立高等学校において、生徒の人権感覚の育成に有効な参加体験型学習の研修や外部講師を招いた研修をより一層推進していく必要がある。

○地域及び関係機関等との連携による多様な学習活動を推進することで人権教育の充実を図るとともに、保護者に対する人権に関する情報提供を進め、人権意識の高揚を図ります。	
令和4年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園児・小学生の保護者及び中・高校生や一般等各層に合った人権教育学習・啓発資料を作成したり、配布したりし、学習及び啓発・普及に活用されるよう努めた。 ・各種協議会や研修会などで、作成資料の活用を呼び掛けた。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・第5学年の保護者対象資料「みんなの願い」、園・保育所の4歳児保護者対象資料「めぶき」などの人権教育資料の配布による情報提供を行うことで、保護者の人権意識の高揚が見られた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・人権課題の多様化により、新しい課題を盛り込んだ啓発資料の作成が必要となっている。 ・作成した資料が広く周知・活用されるよう、各種協議会や研修会等で活用を促していく必要がある。

○社会教育における人権教育推進の中核となる指導者を育成します。	
令和4年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・教育事務所ごとに「群馬県人権教育の基本方針」「群馬県人権教育充実指針」に基づいた人権教育を推進するために必要な事項の研修や協議を計9回実施。619名を養成した。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・学習機会の提供について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度より実施回数が増加した。学習テーマは11の人権重要課題のほか、多様な性の在り方や避難所での人権など新たな人権課題を取り上げ、社会のニーズに合わせた事業を実施することができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・実施事業の形態や方法については、講演会、映画、ビデオ視聴、展示が多く、参加体験型学習が少ない状況である。 ・養成した指導者の活用が全体的に進んでいない状況である。

○市町村が行う集会所等を拠点とした人権教育推進事業に対して支援します。	
令和4年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の集会所等を拠点として実施する人権教育推進事業（15市町村61カ所）に対し、その経費の一部を補助した。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・各集会所において市町村が計画した人権に関する講座や地域住民の参加・交流を推進するための人権教育推進事業が年間を通じて円滑に実施されたことで、人権に対する住民の理解と交流が深まった。 ・県として実際の市町村の事業を視察し、事務局職員と意見交換をする中で、必要な情報の提供や助言をすることができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が人権の重要性についての正しい理解と豊かな人権感覚を身に付けられるよう、今後も継続的に地域の集会所を拠点とした人権教育を推進して行く必要がある。

施策の柱6における指標の状況、令和5年度の方向

指標の状況

指標		策定時		目標値	2023.4月末時点の最新値		進捗率	備考 (進捗が芳しくない場合 や数値に大幅な上下が あった場合等、説明を記 入)
項目	細目	数値	年度		数値	年度		
教職員の人権意識を高めるための研修※に取り組んだ学校の割合	小	97.0%	2017	100.0%	100.0%	2022	100.0%	
	中	99.0%	2017	100.0%	100.0%	2022	100.0%	
	高	68.0%	2017	100.0%	100.0%	2022	100.0%	
	特支	80.0%	2017	100.0%	100.0%	2022	100.0%	
「児童生徒は、授業では課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができている」と回答した学校の割合（全国学力・学習状況調査学校質問紙調査「当てはまる」と回答した学校の割合）	小	88.8%	2018	100.0%	90.5%	2022	15.2%	
	中	85.1%	2018	100.0%	91.3%	2022	41.6%	
母校の小学校におけるボランティアチューターに参加している高校生の人数	高	241人	2017	280人	166人	2022	-192.3%	

令和5年度の方向

- ・群馬県人権教育の基本方針や人権教育充実指針に基づく指導を通して、人権問題についての教職員の理解と認識を深め、学校における指導の充実を図る。
- ・道徳教育研究指定校を中心に、「はばたく群馬の指導プランⅡ（ICT活用ver.含む）」等を基にした実践を全県に発信し、県内各校の道徳教育及び道徳科の授業の充実を図る。
- ・「ようこそ先輩！」（高校生ボランティア・チューター小学校派遣事業）により多くの高校生が参加するよう、引き続き、校長会、教頭会、生徒指導対策協議会等で周知していく。
- ・地域における人権教育を推進していくために、集会所等を拠点として実施する人権教育推進事業（15市町村62カ所）に対し、その経費の一部を補助する。
- ・育成した指導者の活用に向けて、指導者の活動の場やスキルアップの方法について検討し、指導者の活用を図る必要がある。

基本施策3 豊かな人間性の育成

施策の柱7 いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する

取組17	いじめの正確な認知に基づく適切な対応	担当課	義務教育課、高校教育課、特別支援教育課
○いじめは大人の目の届きにくいところで発生していることから、学校・家庭・地域が連携して早期発見に努めます。			
令和4年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止フォーラムにおいて、保護者や教師、地域の方々に対してネットいじめに関する動画を視聴する場を設定し、SNS等、大人の目の届きにくいところでつながり合う子供たちを、それぞれの立場でどう見守っていったらよいかについて意見交換した。 ・児童生徒の悩みやわずかな変容に早期に気づき、対応するなど、SOSを受け止める体制を整備するために、担任や学年職員、養護教諭、SC等の専門家など、全校体制で日常的に情報交換を行うことや、通信等を活用して積極的に家庭へ啓発することを、各種会議や研修会の場で繰り返し依頼してきた。 ・「法によるいじめの定義」について、各学校が職員及び保護者向けの研修を行い、軽微ないじめであっても見逃さない環境づくりに努めた。 		
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・校区内や地域におけるいじめ防止の気運の高まりが見られた。 【県教育委員会「いじめ問題取組状況調査」】 「保護者との連携」 小学校：89.0%、中学校：87.2%、高等学校：87.2% 「地域との連携」 小学校：71.2%、中学校：69.1%、高等学校：64.0% 「家庭や地域への自校の実践の発信」 小学校：81.9%、中学校：80.3%、高等学校：75.0% 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍により対面による会合等の開催が難しい状況が続いているが、保護者や地域との一層の連携のもと、いじめ防止フォーラムを中核としたいじめ問題対策推進事業を推進していく。 		
○いじめが生じたときには、「学校いじめ防止基本方針」に基づく組織的な対応を早期に行い、関係する児童生徒や保護者が納得するいじめの解決を目指します。			
令和4年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導対策協議会において、県内の公立小中学校等全校の生徒指導担当職員に対して、学校の実態や課題に応じた「学校いじめ防止基本方針」の定期的な点検・評価を依頼した。 ・スクールロイヤー活用事業の周知を通して、市町村単位で管理職に向けた法律の専門家による講義を実施した。 ・問題行動等対策会議において文部科学省職員を講師に招き、公立小中学校等管理職を対象に、いじめの定義に基づく正確ないじめ認知や、いじめ防止対策推進法に基づく学校の取組について講義を行った。 ・児童生徒の感じる被害性に着目し、法に基づくいじめの正確な認知について周知した。 ・校内研修の資料として、県教育委員会が作成したリーフレット「いじめの問題は全て学校いじめ対策組織で対応します。」を配布するとともに、「短時間でできる校内研修～いじめに関する理解を深めよう～」も配布し、積極的な校内研修の実施を呼び掛けた。 ・管理職や生徒指導主事等を対象とした会議において、「学校いじめ防止基本方針」に基づく組織的な対応に係る指示伝達を行った。 ・国公立全ての高校等を対象とした「いじめ防止啓発会議」を開催し、各学校におけるいじめ問題への対応の一層の改善・充実を図った。 ・生徒指導対策協議会において、学校における組織的な対応の実際や組織的な体制づくりに係る意見交換等を行った。 		
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の策定状況：策定率100% ・「いじめはどの学校でも起こりうる」、「些細なトラブルであっても重大な事案に発展する可能性がある」という意識が学校現場に定着してきており、各学校において積極的ないじめの認知が行われている。 【学校総数に占めるいじめの認知学校数の割合】（R3文科省諸課題調査） 小学校：93.7%、中学校：90.1%、高等学校：90.2%、特別支援学校：80.8% ・いじめ未然防止に向けた各取組により、本県のいじめ認知件数は全国平均に比べて低い数値となっており、本県では、小さいいじめも見逃さないだけでなく、いじめを防止する取組についても適切に行われている。 【1,000人当たりのいじめの認知件数（国公立合計）】（R3文科省諸課題調査） 群馬県：22.8件、全国平均：47.7件 ・「いじめ防止対策推進法」や「学校いじめ防止基本方針」等に関する教職員の意識の高まりや知識の深化が図られた。 ・「学校いじめ対策組織」の開催回数が増加するなど、組織的な対応が定着しつつある。 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校のいじめへの対応に対して、保護者の理解が得られず、トラブルに発展してしまうケースがあるため、日常的に学校いじめ防止基本方針の周知に取り組む必要がある。 ・学校が法に基づき適切に対応できるよう、改訂された生徒指導提要の内容を踏まえながら、管理職等に向けた研修の充実を図る。 		

<p>○SNS等を介したいじめや問題行動、犯罪被害等の状況を踏まえ、保護者や関係団体等と連携し、情報社会の進展とともに変化するネット上の諸問題を教員が正しく理解した上で、児童生徒の情報モラルを育成します。【取組12再掲】</p>	
令和4年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県警察本部子供・女性安全対策課と連携して情報モラル講習会を実施し、インターネット利用の正しい判断力、セキュリティ知識、危機回避方法を児童生徒に身に付けさせ、問題点等を考えさせるとともに、保護者・教職員とも情報提供することで、インターネットの危険性等について理解を深め、いじめや問題行動、犯罪被害等の未然防止を図った。 ・ 戦略企画課とともにR3年度に制作したネットリテラシー向上動画教材に続き、ゲーム感覚でネット利用に関するトラブル等を疑似体験することのできる「体験型Web教材」を公開し、児童生徒用端末を用いて一人一人が自分事としてネット利用について考えられる授業例について、各種会議や研修の場で周知・説明してきた。 ・ ネットパトロール事業により生徒のインターネット上への不適切な書き込みを330件(リスク低328件、リスク中2件)検知し、学校の指導を支援した。 ・ 「SNSに頼らない人間関係づくり」に係る生徒主体の活動を推進し、新型コロナウイルス感染症に係るいじめや、SNS等を介した問題行動、犯罪被害等の未然防止を図った。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大人とともに学ぶことのできる情報モラル講習会に加え、児童生徒一人一人がネット利用についてじっくり考えられる体験型Web教材を周知したことで、日常的な情報モラル教育の充実を図ることができた。 ・ 体験型Web教材に関しては、夏休み前の利用が最も多く、長期休業前の生徒指導の充実につながった。 ・ メールやインターネット上の交流サイト等を介したトラブルや、出会い系サイト等へのアクセスの未然防止を図ることができた。また、生徒がSNS利用上の課題やいじめの未然防止等について話し合うことにより、互いに支え合う人間関係づくりを推進することができた。 <p>【情報モラル講習会R4実績】 小学校等 143校、中学校 73校、高等学校32校、特別支援学校11校 児童生徒数合計 39,303人、保護者数合計 1,469人、教職員数 3,068人</p> <p>【ICTリテラシーの向上に向けた教育活動の実施】(R4教育課程調査・複数回答)</p> <p><小学校> 情報モラル講習会(児童向け79.1% 保護者向け29.5%) ネットリテラシー向上動画 16.9% 体験型Web教材 5.0%</p> <p><中学校> 情報モラル講習会(児童向け92.4% 保護者向け20.3%) ネットリテラシー向上動画 15.8% 体験型Web教材 8.9%</p> <p>【ネットリテラシー向上教材利用状況】 動画教材 視聴回数 15,365回 (R5.3月現在 3話合計) 体験型Web教材 アクセス回数 25,529回 (R4年度)</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS等を悪用した誹謗中傷、いじめの増加やネットゲームの課金、アイテム譲渡等の強要など、ネットに関係する多様な問題行動を未然に防止する必要がある。 ・ ICT機器を学習で使用する機会が増えたことにより、動画を作成したり、インターネット上にアップしたりする中で生じるトラブルが報告されており、更なる対応が必要である。 ・ SNSに頼らない人間関係づくりや日常モラルの向上に向け、学級活動や道徳科などを中心に、教育活動全体で、情報モラル教育を充実させていく必要がある。 ・ SNSやインターネットの危険性だけを取り上げ、それらから遠ざける指導にとどまることなく、これからの社会を生きていく児童生徒に、インターネット等を適切に利用することのできる知識や技能を育成していく必要がある。

○いじめの早期発見や解消に向けた適切な指導ができるよう教職員の指導力の向上を図り、解決に向けて迅速かつ組織的に学校全体で取り組みます。	
令和4年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に向けた教職員の行動計画となる「学校いじめ防止基本方針」の策定及び見直しに、学校として取り組み、組織的ないじめ対策の充実に取り組んだ。 ・生徒指導対策協議会において、県内の公立小中学校等全校の生徒指導担当職員に対して、コーディネーター役の教員を位置付け、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門家を活用した、いじめ防止のための校内指導体制の強化を依頼した。 ・教育相談体制の充実にに向けたリーフレットを活用し、管理職を対象とした研修会やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの協議会等において、児童生徒の不安や悩みを早期に発見し、組織的な対応をとることができる体制を整えるよう依頼した。 ・「いじめ防止対策推進法」等に基づくいじめ問題への組織的な対応を徹底させるため、リーフレットや校内研修用資料を全ての県立高校等に配布し、管理職や生徒指導主事等を対象とした会議において周知した。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見に基づくいじめ防止についても、適切な指導が行なわれている。 【「いじめを許さない意識・態度を育むことができた」と回答した学校の割合】（R4いじめ問題取組状況調査） 小学校：99.0%、中学校：98.6) ・子供の間で起きる些細なトラブルであっても、学校はいじめと認知し対応したと報告されるなど、法に基づいた正確ないじめの認知が定着し、組織的に対応に当たっている。 【専門スタッフや関係機関等と連携した組織的な取組を行っている学校の割合】（R4教育課程調査） 小学校：98.0% 中学校：98.1% ・スクールカウンセラーが、いじめの被害者や加害者へのカウンセリングを行うなど、専門家を有効に活用した取組が多く行われるようになっている。 ・「いじめ防止対策推進法」や「学校いじめ防止基本方針」等に関する教職員の意識の高まりや知識の深化が図られるとともに、法に基づくいじめの正確な認知が進んだ。 ・「法に基づく正確ないじめの認知」に関する校内研修で実施した学校が増え、教職員の理解が深まったことから、正確ないじめの認知につながっている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの積極的な認知に努めるとともに、いじめの認知件数を発生件数にとらえず、潜在的ないじめもあるという危機意識を常にもち、指導の充実に図っていく必要がある。 ・児童生徒が不安や悩みを抱いたときに早い段階で相談できるよう、SOSの出し方に関する教育を充実させるとともに、それを受け止める側の体制強化に向けて、SC等専門家による校内研修の実施や教育プログラムの実施などを推進していく。 ・「いじめ防止対策推進法」等に基づく組織的な対応について、より一層の周知を図る必要がある。

基本施策3 豊かな人間性の育成

施策の柱7 いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する

取組18 いじめを許さない心を育むための児童生徒による自主的な活動の支援

担当課 義務教育課、高校教育課、特別支援教育課

○学校は人権尊重の精神に基づく教育活動を展開し、児童生徒が自らの力でいじめを防止する活動を推進します。

令和4年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 「令和4年度いじめ問題対策推進事業計画」に基づき、一人一人が大切にされる集団づくり、互いに支え合う人間関係づくりに焦点を当て、各学校の児童生徒主体のいじめ防止活動を推進した。 児童会や生徒会のいじめ防止活動年間計画を例示し、児童生徒主体の話合いや、いじめを自分事として考えることができるような活動に取り組むよう依頼した。 いじめ防止フォーラムでは、県内12地区において「表に出せない相手の気持ちを理解し、自分の行動を考えることで お互いを大切にしよう関係をつくるために、私たちにできること」という共通テーマのもと、県作成のネットリテラシー向上体験型Web教材を活用し、具体的な場面を取り上げて、人との関わり方やいじめについて意見交流を行った。 「SNSに頼らない人間関係づくり」に係る活動について、「1人1台端末(chromeBook)の使用ルールづくり」、「いじめ防止フォーラム」、「SDGs」、「私たちのスマホ利用ルール」と関連付けた活動を共通テーマとして、全ての県立高校・中等教育学校で生徒主体の活動に取り組んだ。
成果	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が、いじめを自分のこととして考え、いじめ防止活動に主体的に取り組んだ。 【いじめ問題取組状況調査】 小学校：95.6%、中学校：98.0%、高等学校：83.8%、特別支援学校：69.6% 「いじめ防止強化月間」では、学級や児童会・生徒会を中心に、いじめ防止活動に積極的に取り組んだ。 【いじめ問題取組状況調査】 小学校：94.5%、中学校：94.1%、高等学校：70.1%、特別支援学校：56.5%
課題	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、主体的にいじめ防止に取り組める集団をつくるために、日常の諸問題を子供たち自身が話し合って解決する風土を醸成できるよう、学級経営や学級活動、児童会・生徒会活動の充実を推進していく。

○学校間の連携を密にして、県内各地域で児童生徒の経験に基づく意見交換を行います。

令和4年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 「令和4年度いじめ問題対策推進事業計画」に基づき、県内12地区で「いじめ防止フォーラム」を実施した。 【参加校】398校（小学校:151校 中学校:148校 高等学校:76校 特別支援学校:20校 中等教育学校:3校） 児童生徒による班別意見交流のほか、オンライン開催では、各学校での活動を紹介し合う活動を行った。 県内35市町村において、市町村主催の「いじめ防止子ども会議」を実施した。 「SNSに頼らない人間関係づくり」に係る活動について、「1人1台端末(chromeBook)の使用ルールづくり」、「いじめ防止フォーラム」、「SDGs」、「私たちのスマホ利用ルール」と関連付けた活動を共通テーマとしてを共通テーマに意見交換をおこなうなど、生徒主体の話合い活動を推進した。
成果	<ul style="list-style-type: none"> 市町村主催の「いじめ防止子ども会議」等の活動を、一部の生徒だけではなく学校全体に広がる取組につなげている学校が多い。 【いじめ問題取組状況調査】 小学校：86.3%、中学校：91.5%、高等学校：77.5%、特別支援学校：56.5% 各学校が「SNSに頼らない人間関係づくり」に係る活動等をおとして、学校全体として問題解決に向けて自ら主体的に考え、行動する姿勢を養うことができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍をきっかけとして、参加児童生徒同士の人間関係づくりに役立つピアサポート体験のような接触を伴う体験活動が制限されてきた。今後、状況を見極めながら再開していくとともに、オンラインであっても参加児童生徒が互いに交流できるようなプログラムを周知していく。

○児童生徒のよりよい人間関係づくりを進めるとともに、登校したいと思えるような魅力ある学校づくりを推進します。	
令和4年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての児童生徒に対して、生徒指導の3つ（自己存在感、共感的な人間関係、自己決定）の機能を生かした日常的な指導・支援を行うよう依頼した。 ・いじめ防止フォーラムの全県共通テーマ「表に出せない相手の気持ちを理解し、自分の行動を考えることで お互いを大切にし合う関係をつくるために、私たちにできること」に基づき、各学校で児童生徒による自主的ないじめ防止活動が行われた。 ・高等学校において、「SNSに頼らない人間関係づくり」に係る生徒主体の活動を推進した。 ・特別支援学校では、「SNSに頼らない人間関係づくり」に係る活動に22校が取り組んだ。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の人間関係づくりのために、挨拶運動や校内標語コンクールなど、多くの学校で児童会や生徒会を中心となった活動が広がってきている。 ・一人一台端末の有効活用に取り組み、一人一人の意見を大切にしたい意見交流や相手の意見を尊重しながらよりよい考えを練り上げていく活動が多く見られるようになった。 ・「SNSに頼らない人間関係づくり」に係る活動の報告書では、「職員会議等を通し、職員の意識も高まった」、「自らの行動を振り返るきっかけとなった」などの回答があった。 <p>ネットリテラシーやタブレット等ICT端末の正しい使い方等を関連付けながら、よりよい人間関係について考える機会を持つことができた。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止フォーラムやいじめ防止子ども会議を通して、人間関係づくりにつながる児童生徒主体の活動に広がりが見られているが、一方で学校によっては活動のマンネリ化に悩んでいるという意見もある。県内の学校の取組を共有できるよう、各地域における活動の好事例を周知していく。 ・生徒のスマートフォン等への依存やSNS上のトラブルは依然として多く発生している状況であり、生徒のICTリテラシー向上に向けた取組を一層推進する必要がある。 ・「SNSに頼らない人間関係づくり」に係る活動を一層計画的で持続的なものにしていく必要がある。

施策の柱7における指標の状況、令和5年度の方向、基本施策3に対する点検・評価委員会の主な意見

指標の状況

指標		策定時		目標値	2023.4月末時点の最新値		進捗率	備考 (進捗が芳しくない場合 や数値に大幅な上下が あった場合等、説明を記 入)
項目	細目	数値	年度		数値	年度		
いじめ問題に関する校内 研修会*を実施した学校の 割合	小	53.0%	2017	100.0%	76.20%	2022	49.4%	
	中	55.0%	2017	100.0%	70.40%	2022	34.2%	
	高	62.0%	2017	100.0%	100.0%	2022	100.0%	管理職や生徒指導主事等を対象とした会議等において、校内研修を必ず実施するよう指示した。
	特支	38.0%	2017	100.0%	92.30%	2022	87.6%	
児童会・生徒会活動等を 通じて、いじめの問題を 考えさせたり、児童生徒 同士の人間関係や仲間づ くりを促進したりした学 校の割合	小	95.0%	2017	100.0%	100.00%	2022	100.0%	
	中	96.0%	2017	100.0%	99.00%	2022	75.0%	

令和5年度の方向

- ・いじめ問題に関する校内研修については、管理職や生徒指導主事等を対象とした会議において、その必要性について説明するとともに、市町村の指導主事に対しても管内の状況把握と学校への指導について依頼していく。
- ・いじめに関する校内研修の講師としてSC・SSW等専門スタッフを活用できるよう、各連絡協議会でのSC・SSWを対象とした研修や参考資料等の情報提供に取り組み、専門スタッフの資質向上を図る。
- ・令和5年度いじめ問題対策推進事業計画に基づき、引き続き、年間を通じた計画的な児童生徒主体のいじめ防止活動を推進する。
- ・いじめ問題対策推進事業説明会において、児童会や生徒会による自主的ないじめ防止活動の好事例などを共有することで、各校での活動の充実を図る。
- ・児童生徒のインターネットリテラシーの向上に向けて、動画教材や体験型Web教材等を活用した指導及びSNSに頼らない人間関係づくりに係る児童生徒主体の活動の一層の充実を図る。

基本施策3に対する「群馬県教育委員会の点検・評価委員会」の主な意見

評価できる点

- ・群馬県は全国と比較しても非常に高い割合でいじめの認知がなされており、小さいいじめも見逃さない体制を構築するための努力が見られる。
- ・Gライフログの取組は、児童生徒の日々の心理状態を含む健康状態を記録し、教職員で共有できるため、悩みや不安を持つ児童生徒の支援に有効である。

課題

- ・いじめ等の問題は、学校内部だけでなく、外部の専門家などとの連携を密にして対応していく必要がある。
- ・悩みや不安を持つ児童生徒が、身近な人に自分の気持ちを相談し、援助を求めることは非常に重要である。学校内でも相談しやすい環境の整備を進めるとともに、児童生徒が自分の気持ちを表現できるスキルを身につけさせる必要がある。